

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年指令市第２０７９号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。